

杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略策定等支援業務公募型
プロポーザル実施要領に関する補足事項について

杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略策定等支援業務公募型プロポーザル実施要領「3. 参加資格」について、以下の事項を補足いたします。

○共同事業体として参加する場合

ア 代表する構成員（以下「代表構成員」という。）を定め、共同事業体の代表者を代表構成員に属する者の中から指定すること。

イ 共同事業体の構成員は、実施要領3.（1）～（8）を満たしていること。
また、本プロポーザルの共同事業体の構成員又は単独の参加者が、本プロポーザルの他の共同事業体の構成員となることはできないものとする。

ウ 企画提案書提出時に、「共同事業体届出書」（様式3、p2参照）、「共同事業体協定書案」を提出すること。なお、p3～7は共同事業体協定書案の参考様式であり、提出する協定書案は、必ずしもこれに則って作成したものでなくてよい。

エ 企画提案書提出後の代表構成員及び構成員の変更は、原則として認めない。

オ 企画提案書等の提出時には、資格要件の確認のため、別紙「提出書類一覧」のNo.1～6の書類について全構成員のものを提出すること。ただし、No.4の書類のうちの「本件業務体制図」を除く。「本件業務体制図」に関しては、共同事業体としての「本件業務体制図」を提出すること。

【担当課（問い合わせ先）】

杉並区都市整備部まちづくり推進課荻窪まちづくり担当
所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所西棟3階）
電話：03-3312-2111 内線3382
FAX：03-3312-2907
メールアドレス：matidukuri-k@city.suginami.lg.jp

共同事業体届出書

平成 年 月 日

杉並区都市整備部まちづくり担当部長 宛

共同事業体

代表構成員

所在地

代表者職氏名

印

杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略策定等支援業務公募型プロポーザルへの共同事業体での参加の申込みを行います。

なお、「杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略策定等支援業務公募型プロポーザル実施要領」に定める参加資格要件をすべて満たしていること並びに代表構成員は共同事業体を総括する責を担うこと誓約します。

1 共同事業体

共同事業体の名称	
代表構成員の名称	
代表者（所属法人等での役職名及び氏名）	
所在地	
担当者名	
所属・役職	
電話番号	

2 代表構成員以外の構成員

1	名称	
	代表者（役職及び氏名）	
	所在地	
	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	
2	名称	
	代表者（役職及び氏名）	
	所在地	
	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	

注) 構成員が4以上の場合は、適宜「2 代表構成員以外の構成員」欄を追加すること。

共同事業体協定書 参考様式

注) 本様式は、構成員が3の場合を想定している。構成員が2の場合、または4以上の場合は、適宜調整すること。

共同事業体協定書（案）

（目的）

第1条 当共同事業体は、杉並区（以下、「発注者」という。）が発注する杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略策定等支援業務委託（以下、「本件業務」という。）を共同連帯して円滑に遂行することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同事業体は、_____共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

（所在地）

第3条 当事業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当事業体は、平成_____年_____月_____日に成立し、本件業務（本件業務の追加・変更契約、及び関連業務を含む）終了日をもって終了する。ただし、業務委託料の清算に関する業務、委託契約等の終了後においても委託契約等に基づき発生し存続する権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲において、本協定の効力は存続する。

2 前項の解散の時期は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地_____

会社名_____

所在地_____

会社名_____

所在地_____

会社名_____

（代表構成員の名称）

第6条 当事業体は、^{（会社名）}_____を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第7条 当事業体の代表構成員は、本件業務の履行に関し、当事業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代

退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行
われない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合に
おいては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当事業体が解散した後においても、本件業務につきかしがあったとき
は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める
ものとする。

(代表構成員名)

_____外_____社は、上記のとおり_____共
同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、
各通に構成員がそれぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成_____年_____月_____日

代表構成員 会 社 名 _____
会社代表者 _____
又は受任者 _____ 印

会 社 名 _____
会社代表者 _____
又は受任者 _____ 印

会 社 名 _____
会社代表者 _____
又は受任者 _____ 印

共同事業体協定書

第8条に基づく協定書

杉並区発注に係る下記委託については、_____共同事業体協定書第8条の規定により、当事業体構成員の出資の割合を下記のとおり定める。ただし、本件業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 委託件名 杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略策定等支援業務委託
- 2 出資の割合 会社名 _____ %
会社名 _____ %
会社名 _____ %

(代表構成員名)

_____外 _____社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 _____通を作成し、各通に構成員がそれぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成____年____月____日

_____共同事業体

代表構成員 会社名 _____
会社代表者 _____
又は受任者名 _____ 印

会社名 _____
会社代表者 _____
又は受任者名 _____ 印

会社名 _____
会社代表者 _____
又は受任者名 _____ 印